

第5条（早期退職）

1. 乙が甲に紹介した人材が、入社後3ヵ月以内に自己都合により退職したときは、乙は第4条に定めた人材紹介料の40%を甲に返還する。
2. 自己都合による退職の背景に業務上必要な指導を逸脱したハラスメント行為があり、労働局、裁判所その他公的機関により当該ハラスメント行為が認定された場合、前項は適用されない。
3. 返還金は、甲が乙へ当該退職者が退職した旨を通知した日から30日以内に甲の指定する金融機関口座への振込により支払い、銀行振込手数料は乙の負担とする。